

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03308

研究課題名(和文) 東アジアにおける反人身売買対策のネットワーク分析

研究課題名(英文) A Network Analysis of Anti-Trafficking Measures in East Asia

研究代表者

中村 文子 (Nakamura, Ayako)

山形大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：80555243

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際規範を地域レベルに普及・履行する過程での地域機構の役割とリージョナル・ガバナンスを分析するものである。規範普及の課題の一つとして反人身売買規範を取り上げ、地域機構と政府、国際機関、NGOのネットワーク形成を分析する。欧州連合で展開される市民社会を取り込んだ人身売買対策をめぐるプログラム等を参考に、東南アジア諸国連合における対策の進捗状況と問題点、さらに国連や国家、NGOの力関係を水平に展開する新しいネットワーク形成についても確認した。また、「安全保障化」をキーワードに、北東アジアにおける人身売買の問題の認識の違いと協力枠組みの形成が困難なことも明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research has focused on the role of regional organizations in the process of diffusion and internalization of global anti-trafficking norms. In this regard, this project has looked at past regional initiatives taken by the European Union to build networks between international organizations, governments and NGOs to address the problem of human trafficking. These insights have applied in the analysis of similar initiatives taken by the Association of Southeast Asian Nations and its efforts to craft broad coalitions to coordinate the fight against human trafficking between states, civil society actors and regional organizations. In addition, this research has applied the concept of 'securitization' to explain differences in perception and policy outcome with regard to human trafficking as they evolved in the Southeast and Northeast Asian sub-regions.

研究分野：国際関係論

キーワード：人間の安全保障 地域機構 リージョナル・ガバナンス 安全保障化

1. 研究開始当初の背景

(1) 冷戦終焉後、「人間の安全保障」が着目されるようになり、1994年に国連開発計画(UNDP)は『人間開発報告書』の中で、「人間の安全保障」概念を明確化した。2000年には国連で「ミレニアム宣言」が採択され、貧困や難民、子どもをめぐる問題の解決が国際社会の目標として掲げられた。その人間の安全保障の一つとして、本研究では性的搾取を目的とする女性や子どもを対象としたグローバルな人身売買に着目した。国際社会は2002年にグローバルな反人身売買条約である「人身取引議定書」の形成と採択に成功したが、国際レベルでこのような規範形成がなされているにも関わらず、この問題の深刻な状況はなくなってはいない。統計によれば、国境を越える人身売買の被害者は年間80万人で、その多くが性的搾取を目的とした人身売買であり、女性や子どもの被害者が多く含まれている。したがって、国際法の枠を超えて反人身売買の規範形成や普及、実行が必要である。これまでの研究では、人身売買の構造的要因とグローバルな規範形成・普及に関して論じるなど、グローバル・ガヴァナンスにおける国際機構や国家・非国家主体による反人身売買の規範形成・普及に着目してきた。そしてグローバルレベルからの直接的な規範普及ではなく、各地域に適応した政策や規範のローカリゼーションが普及プロセスをより促していることを解明してきた。こうした分析による人身売買対策に関するEUとASEANの実務者や各地域のNGOと政府関係者の聞き取り調査に基づいて、地域機構と反人身売買政策形成の過程について説明した。そこではガヴァナンスの地域化、すなわち地域機構が規範普及・内面化の過程において、規範企業家であり、規範の通訳者(norm interpreter)としての役割を担っていることを議論した。例えば1997年にEUが打ち出した「Daphne」プログラムから分かるように、EUは協力枠組みの形成者としての役割を担い、国家やNGOと共に有力な反人身売買対策ネットワークを形成している(Locher 2007、Montoya 2008)。これは人身売買に対してNGO間の連携を活発化させ、一体化した包括的アプローチを展開するだけでなく、資金を提供することでcapacity buildingを促し、人身売買の情報提供や研究を発展させるものである。また、ASEANが2006年に発表した「ASEAN Responses to Trafficking in Persons: Ending Impunity for Traffickers and Securing Justice for Victims」等も取り上げることができる。しかし、以上の説明の根拠となる国際機構、国家、市民社会との関係は協力的である一方、対立も生じている(Nakamura 2014)。従ってEUにおける対策の分析を受けて、東アジアでのネットワーク形成に焦点をあてて分析する必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、例えばEUにおける人権裁判所による人権規範の普及に関する研究(Moravcsik 2000)などを参考に、EUの対策の成果を踏襲しながら、反人身売買対策の展開を説明し得るネットワーク分析(Kahler ed. 2009; Slaughter 2005)を出発点とし、ASEAN地域における人身売買対策の分析を目的とするものである。その際、東アジアにおける国家を分解して、政府、市民社会、国際機構の間のネットワーク形成の過程およびネットワークの在り方のみならず、警察や裁判官等のよりミクロなレベルのアクターも分析対象とし、反人身売買規範の普及を妨げる要因、および促進する要因を分析する。規範普及プロセスにおいて、これまでの地域機構からのリージョナリズムのみならず、リージョナライゼーションを構成する、よりミクロなアクターの有用性を考察し、規範普及および人身売買といった国境を超える問題解決にどのような影響を及ぼしているのかについて考察する。したがって、本研究は人身売買対策のみならず人間の安全保障対策の答えを提供するものである。

3. 研究の方法

ネットワーク分析とコンストラクティヴィズム論は、規範形成・普及・内面化を理解するために、ディスコース分析(discourse analysis)によってアクター関係を解明するアプローチである。したがって、本研究はこのアプローチに従い、とくにタイ等における徹底したインタビュー方法(in-depth interview)および資料分析を用いる。2002年に締結された反人身売買条約(グローバル規範)が、ASEAN地域においてどのように取り扱われ、対策・イニシアティブがどのように展開されてきたのかについて、関係者のインタビューを行い、各アクター間のネットワーク形成が規範普及に与えるダイナミズムに着目する。同時にASEAN地域における同問題の重要なアクターである日本の対策・支援についても一定の示唆を提供する。

4. 研究成果

(1) 北東アジアとリージョナル・ガヴァナンス

規範普及プロセスに伴う地域機構の役割については、EUやASEANといった地域機構を中心に展開するリージョナル・ガヴァナンスについて理論的に考察した。地域統合はトップ・ダウン(「地域主義」とボトム・アップ(「地域化」)の上下双方向からなされる。「地域主義」は政府の公式的な合意に基づいて地域機構の存続を図るプロセスである一方、「地域化」は、社会において交流する市民社会の行為主体、貿易や投資を行う経済市場の行為主体によるプロセスを意味する(Pempel 2005)。そこで、リージョナル・ガヴァナンスをより理解するために、北東アジア地域に

位置する日本・中国・韓国を取り上げ、「安全保障化 (securitization)」をキーワードに考察した。この3ヶ国は、歴史認識問題や領土問題、貿易・経済市場の地域統合などの問題を抱えている。しかし、近年ではさらに環境汚染や人身売買といった非伝統的な安全保障問題に対処するために、地域レベルで新たな政府間協力および社会的交流が求められている。市民社会と政府の間で、トランスナショナル・ネットワークが登場し、国境を超えた協力が形成されつつある中で、本研究では、北東アジアの人身売買をめぐる地域協力の現状を考察するため、日中韓における人身売買をめぐる「安全保障化 (securitization)」を重要な説明変数として検討した。その結果、日本、中国、韓国では、それぞれ人身売買に対する捉え方が異なっており、中国では人身売買を組織犯罪として、韓国では売春問題として、日本では入国管理の問題としておおむね捉えているとみることができた。それゆえ、三か国間では「安全保障化」の形態が異なることから、人身売買への対応や政策も異なってくることがわかった。北東アジアでは、人身売買を地域で共通に取り組み問題として十分に議論されておらず、人身売買に対する共通の安全保障認識が未成熟であることから、国家を超えた協力関係を構築することが困難であると言える。すなわち「地域的な協力」が欠如しており、人身売買といったトランスナショナルな問題についてはとくに対策が不十分であることが分かった。

これらと比較すると、これまで対策を概観してきた EU や東南アジア地域は人身売買に対する共通の理解や認識は存在し、地域間協力が多かれ少なかれ展開しているということが言える。

(2) 東南アジアのリージョナル・ガヴァナンス

では、東南アジアの人身売買のハブであるタイ (バンコク) での現状はどうか。EU や ASEAN といった地域機構は、国際社会で合意を得た国際規範を国内へ伝播する機能・役割を担っている。これまでの研究で見えてきたように、EU における人身売買問題をはじめ女性問題等を扱う「Stop」や「AGIS」、「Daphne」プログラム等から分かるように、EU は協力枠組み形成者としての役割を果たしており、EU 加盟国や EU で活動している NGO とともに有力な反人身売買対策ネットワークを形成している。これは NGO 間の連携も活発化させ、集まった情報をもとに EU を中心とした一体化した包括的アプローチを展開することができるだけでなく、EU が NGO や研究機関に活動資金を提供することで、capacity building を積極的に促す効果がある。これにより、人身売買に関する情報提供を促し、研究をさらに発展させることができるのである。

このことは、グローバル・ガヴァナンスに

よるグローバルレベルからのトップダウンで直接的な反人身売買の規範普及ではなく、各地域に適応した政策や規範のローカリゼーションが規範普及プロセスをより促進し、有用であるということを示している。

一方、東南アジアにおいては、ASEAN 加盟国の政府間で人身売買を越境犯罪の一つとするなど、共通の認識は形成しているものの、EU とは異なり、主権を重視する ASEAN の地域機構としての活動は十分なものとは言い難い。そのような東南アジアの地域機構の役割を埋めるように、深刻な人身売買地域である大メコン川流域地区 (GMS) において、UNDP をはじめとする国連機関の人身売買をめぐる合同プログラムが立ち上がり、現地に入って活動している。たとえば、現地の政府や NGO 等の市民社会の行為主体との連携・ネットワーク形成を試みるこのプログラムは、これまでの国際社会からの規範・政策のトップ・ダウンから、より「地域」に主眼を置くという意味で評価することができる。また、プログラムでは関係国政府に資金援助しながらそれを実行してきたが、2014 年からプログラムを若干変更し (UNIAP から UN-ACT へプログラム名も変更して) 関係国政府に自力での問題解決を促すようになった。同プログラムの資金不足等という背景もあったが、国連としては、問題に対処する最初の道筋をつくり示すことによって同地域への貢献を試みたのである (UN-ACT Regional Project Manager へインタビュー調査、バンコク UN Office、2018 年 3 月)。

一方、タイの NGO は、それぞれ NGO 同士で協力し、必要であれば国際機関 (たとえば国際移住機関: IOM) と協力して、被害者を出身国へ送還するなどの活動を行っている (ローカル NGO: AAT および FACE へのインタビュー調査、バンコク、2018 年 3 月)。

前述の国連のプログラムとローカル NGO との関係については、国連が参入する以前から市民社会による反人身売買活動のネットワークが数多く存在しているため、国連の参入を一方的と捉える NGO も少なくない。また、ASEAN との関わりも希薄であり、人身売買対策における地域ガヴァナンスが十分に機能していないことが確認できた。EU のような市民社会と国家、国際機関のネットワーク形成はまだまだ困難にみえる。

そんな中、本研究において、東南アジアを中心に反人身売買に関する世界規模の新しいネットワークが誕生していることも確認できた (NGO: Freedom Collaborative へのインタビュー調査、バンコク 2018 年 3 月)。昨今のインターネット技術を用い、反人身売買運動を展開している NGO や研究者、被害者や支援者など、国境を越えて関係者を繋げることによって情報を共有している。これにより、バンコクで国連が中心で展開されているネットワーク等、国際機関や国家と市民社会との関係に敏感なネットワークではなく、水平

なネットワーク形成が期待できる。新たな capacity building も促されることになり、今後、強力な反人身売買ネットワーク形成の一端を担うことになると期待できる。

(3) 本研究の展望

今後、このような東南アジア・北東アジアにおける反人身売買のネットワーク分析研究をさらに前進させるために、これまで分析してきた EU のみならず、多様な政治体制国家を包摂しながら機能している米州の地域機構である米州機構(OAS)および米州人権委員会・米州人権裁判所の取り組みも比較したい。欧州人権条約や国際人権法を意識し、民主主義の成熟度合いが様々な国家が集まる中で、どのように人権規範を普及し遵守しているのか。そのための地域機構とアクター間の連携・ネットワークはどのように展開されているのか。これまでの国際規範をめぐる地域化の研究(たとえば、中井愛子「主権国家体系と国際規範をめぐる地域的構想-十九世紀ラテンアメリカの法的地域主義」『国際政治』189号、2017年、pp.65-80)や米州人権裁判所の活動に対する評価(Cavallaro & Brever 2008、IACHR 2013)等を参考にしながら、米州機構と国連、加盟国および市民社会とのネットワークを分析する。そして、EUおよびOASの対策の成果を踏襲しながら、反人身売買対策の展開を説明し得るネットワーク分析(Kahler ed. 2009、Slaughter 2005)を出発点とし、ASEAN 地域および東アジアにおける反人身売買対策の分析を課題とする。本研究の今後の貢献が、人身売買対策のみならず人間の安全保障対策の答えを提供するものであることを目指す。

<引用文献>

- Cavallaro, J. L. & Brever, S. E. "Reevaluating regional human rights litigation in the twenty-first century: The case of the Inter-American Court," *American Journal of International Law* 102, pp. 768-827, 2008.
- IACHR, "Human Rights of Migrants and Other Persons in the Context of Human Mobility in Mexico," 2013.
- Kahler, M. ed. *Networked Politics: Agency, Power, and Governance*. Ithaca: Cornell University Press, 2009.
- Locher, B. *Trafficking in Women in the European Union: Norms, Advocacy-Networks and Policy Change*, Wiesbaden: VS Wissenschaftsverlag, 2007.
- Montoya, C. "The European Union, Capacity Building, and Transnational Networks: Combating Violence Against Women Through the Daphne Program." *International Organization*, Vol. 62, No. 2, pp. 359-372, 2008.

- Moravcsik, A. "The origins of human rights regimes: Democratic delegation in postwar Europe." *International Organization* 54.02 pp. 217-252, 2000.
- Nakamura, Ayako, "Human Trafficking and the Crafting of Regional Governance in East Asia: Trends and Policies," in Benny Teh Cheng Guan ed., *Globalization, Development, and Security in Asia: The WSPC Reference on Trade, Investment, Environmental Policy and Economic Integration*, World Scientific Publishing Company Inc., 2014.
- Pempel, T. J. ed. *Remapping Asia: The Construction of a Region*, 2005.
- Slaughter, A.M. *A New World Order*. Princeton: Princeton University Press, 2005.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

中村文子、国連機関とジェンダー・センシティブなリージョナル・ガバナンス-大メコン川流域地区における人身売買対策とUNIAPを事例として-、国連研究、第16号、2015、査読有、pp.105-122

[学会発表](計 3 件)

中村文子、規範普及の地域政治-東アジアにおける反人身売買対策を事例として-、日本平和学会、2017

Nakamura, Ayako, Regional Cooperation and Securitization of Human Trafficking in Northeast Asia, The 7th annual KAPS-ASPOS Joint Conference, 2016.

中村文子、国際組織犯罪と反人身売買ガバナンス、グローバル・ガバナンス学会、2016

[図書](計 1 件)

中村文子 他、ナカニシヤ出版、国際社会学・入門、2017、pp.117-126

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

（報道）中村文子、NHK BS1「キャッチ！世界のトップニュース」「イギリスに“売られる”アルバニア女性」(2017年3月31日放送) 出演（解説）

（書評）中村文子、五十嵐元道著『支配する人道主義-植民地統治から平和構築まで』、社会と倫理、第32号、2017、pp.133-138

（ポスター報告）中村文子、人権規範遵守の学際的アプローチ、東北大学学際科学フロンティア研究所第7回全領域合同研究交流会ポスター報告、2016

（国際ワークショップ開催）International Workshop, Interdisciplinary Approach to the Protection of Human Rights: Building Integrated Networks between Academic, State and Societal Actors, Tohoku Forum for Creativity Junior Research Program 2016, 研究代表者：中村文子

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村文子 (NAKAMURA, Ayako)
山形大学・人文社会科学部・准教授
研究者番号：80555243